**特定非営利活動法人　ならしの子ども劇場定款**

**第1章　総則**

（名称）

**第１条**　　この法人は、特定非営利活動法人　ならしの子ども劇場という。

（事務所）

**第2条**　　この法人は、事務所を千葉県習志野市内に置く。

**第2章　目的及び事業**

（目的）

**第3条**　　この法人は、主に習志野市内の子どもに対して、人間性を育む自主的・創造的・文化的な体験活動を行い、

子どもにとっての豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動法人の種類）

**第4条**　 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

　　　　 (1)社会教育の推進を図る活動

　　　　 (2)まちづくりの推進を図る活動

　　　　 (3)文化・芸術、又はスポーツの振興を図る活動

　　　　 (4)子どもの健全育成を図る活動

　　　　 (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

**第5条**　 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　 特定非営利活動に係る事業

　　　 　(1)子どもの文化、特に舞台鑑賞に関する事業及び支援

　　　 　(2)子どもの体験活動に関する事業及び支援

　　　 　(3)子育て支援事業

　　　　 (4)子どもの文化的地域社会づくりの協力・提携

　　　 　(5)子どもの健全育成を図るための大人の学習

　　　　 (6)広報

**第3章　会員**

（種別）

**第6条**　 この法人の会員は、次の3種とし運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員と

する。

　　　　 (1)正会員　　この法人の目的に賛同して入会し、活動する個人

　　　　 (2)運営会員　この法人の運営に携わる正会員

　　　　 (3)賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

**第7条**　 会員の入会については、特に条件を付さない。

2 　本会の目的に賛同し、入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものと

する。

3 　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知

しなければならない。

（入会金及び会費）

**第8条**　 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

**第9条**　 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

　　　　 (1)　退会届の提出をしたとき。

　　　　 (2)　本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

　　　　 (3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

　　　　 (4)　除名されたとき。

（退会）

**第10条**　 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

**第11条** 　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

　　　　 この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

**第12条**　 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

**第4章　役員及び職員**

（種別及び定数）

**第13条**　 この法人に次の役員を置く。

　　　 (1)　理事　　6人以上　15人以内

　　 　(2)　監事　　2人

　2　　理事のうち、１人を理事長、1～3人を副理事長とする。

（選任等）

**第14条**　　理事及び監事は、総会において選任する。

2　　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、

又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることに

なってはならない。

4　　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

**第15条**　　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 　副理事長は、理事長を補佐する。

　 3　 理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、副理事長の中から1名を選任し、その職務を代行する。

　 4　 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

　 5 　監事は、次に掲げる職務を行う。

　 　(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

　　 (2)　この法人の財産の状況を監査すること。

　　 (3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に

違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

　　 (4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

　　 (5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を

請求すること。

（任期等）

**第16条** 　役員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、それぞれの前任者の残留期間

とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残留期間とする

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結する

までその任期を伸長する。

3　役員は再任されることができる。

4　役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければ

ならない。

（欠員補充）

**第17条**　 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければ

ならない。

（解任）

**第18条**　 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　　(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

　　　　(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

**第19条**　 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　2　 役員は、その職務を執行するために要した費用を請求し、受けることができる。

　　　　3 　前2項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局及び職員）

**第20条**　 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

　　　　　2 　事務局長及び職員は、理事会の議決により任免する。

　　　　　3 　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の議決を経て別に定める。

**第5章　総会**

（種別）

**第21条**　 この法人の総会は、定期総会（民法第60条による通常総会）及び臨時総会の2種とする。

（構成）

**第22条**　 総会は、運営会員をもって構成する。

（権能）

**第23条**　 総会は、以下の事項について議決する。

　　　　　　(1)　定款の変更

　　　　　　(2)　解散

　　　　　　(3)　合併

　　　　　　(4)　事業計画及び予算の決定

　　　　　　(5)　事業報告及び決算の承認

　　　　　　(6)　役員の選任又は解任及び報酬

　　　　　　(7)　入会金及び会費の額

　　　　　　(8)　借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び

権利の放棄

　　　　　　(9)　事務局の組織・運営に関する必要な事項及び報酬

　　　　　 (10)　その他運営に関する重要事項

（開催）

**第24条**　 定期総会は、毎年1回開催する。

　　　2 　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　　　　　　(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

　　　　　　(2)　運営会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

　　　　　　(3)　第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

（招集）

**第25条** 　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

　　　　2　 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　 　　　3　 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

**第26条** 　総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。

（定足数）

**第27条** 　総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

**第28条**　 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が

緊急を要するもので、出席した運営会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

　 　　2 　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の3分の2以上をもって決する。

（表決権等）

**第29条**　 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

　　　　 2 　やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について次の各号の一により表決することができる。

　　　　　　(1)　書面をもって表決する。

　　　　　　(2)　他の運営会員に委任する。

　 　　　3　 前項の規定により表決した運営会員は、前2条、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

　 4　 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

**第30条**　 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　　　　　　(1)　日時及び場所

　　　　　　(2)　運営会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

　　　　　　(3)　審議事項

　　　　　　(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

　　　　　　(5)　議事録署名人の選任に関する事項

　　　　 2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第6章　理事会**

（構成）

**第31条**　 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

**第32条**　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　　　　　(1)　総会に付議すべき事項

　　　　　(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

　　　　　(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

**第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

**第34条**　 理事会は理事長が招集する。

　　　2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

（議長）

**第35条**　 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものがこれに当たる。

（議決）

**第36条**　 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事

が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

　2　理事会の議事は、3分の2以上をもって決する。

（表決権等）

**第37条**　 各理事の表決権、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表

　　決することができる。

　3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

　　　 4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

**第38条**　 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　　　　　　(1)　日時及び場所

　　　　　　(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

　　　　　　(3)　審議事項

　　　　　　(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

　　　　　　(5)　議事録署名人の選任に関する事項

　 2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

**第7章　資産及び会計**

（資産の構成）

**第39条**　　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　　　　　　(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

　　　　　　(2)　入会金及び会費

　　　　　　(3)　寄付金品

　　　　　　(4)　財産から生じる収益

　　　　　　(5)　事業に伴う収益

　　　　　　(6)　その他の収益

（資産の管理）

**第40条**　　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

**第41条**　　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

**第42条**　　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

**第43条**　 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経

て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

　　　 2 　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

**第44条**　 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

　　　 2 　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

**第45条**　 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年

度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

　　　 2 　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

**第46条** 　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第8章　定款の変更、解散及び合併**

（定款の変更）

**第47条**　 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を

経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

**第48条** 　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　運営会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

　 　　2　 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

　　　 3 　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

**第49条** この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる

者のうち、類似した目的をもつ総会で決議された団体に譲渡するものとする。

（合併）

**第50条**　 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証

を得なければならない。

**第9章　公告の方法**

（公告の方法）

**第51条** 　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

**第10章　雑則**

（細則）

**第52条** 　この定款の施行について必要な規則は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

**附則**

1．　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2．　この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

　 　　理事長　　 伊藤美智子

　　 副理事長　　前田　陽子

　　 副理事長　　桑原　信子

　　 副理事長　　荻野　みゆき

　　　理　事　　 𠮷見　知子

　　　　同　　　 近藤　博江

　　　　同　　　 中谷　和代

　　　　同　　　 小林　惠子

　　　　同　　　 久保田まや

　　　　同　　　 萩原　　恵

　　　　同　　　 城戸崎信惠

　　　　同　　　 本島　智子

　　　　同　　　 髙中　聡子

　　　　同　　　 三浦　久美

　　　　同　　　 國宗　　文

　　　　同　　　 菅井　里恵

　　　監　事　 渡辺　純一

　　　　同　　 　石川　博子

3．この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年10月末日

までとする。

4．この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる

　　ものとする

5．この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年8月31日までとする。

6．この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

　　　①正会員　　　　　　入会金　　　　　300円

　　　　　　　　　　　　　　　会費　　　　月1,300円

　　　②賛助会員　　　　年会費　　一口1,000円

7．本法人の設立により、ならしの子ども劇場の会員及び一切の財産は、この法人が継承する。

8．本法人設立当時におけるならしの子ども劇場事務局職員の給与は事務局給与規則を継承し、その勤務年数は

通算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 2003年　5月　6日 | 一部改正　第2条 |
| 2003年10月18日 | 一部改正　第16条・第46条 |
| 2010年　6月20日 | 一部改正　第13条・第23条 |
| 2013年 6月16日 | 一部改正　第2条・第23条・第39条・第42条・第43条・第45条・第47条 |